

金銭債権の部分貸倒れをめぐる考察

近 藤 雅 人

I. 問題の所在

法人における回収不能の金銭債権の貸倒れについては、債務者の資産状況、支払能力等から見てその全額が回収できないことが明らかになった場合に限ってこれを認め、その一部の金額が明らかとなった場合、すなわち部分貸倒れの場合にはこれを認めないとするのが現行の取扱いである¹⁾。課税庁は、金銭債権の部分貸倒れを認めることは実質的に債権の評価損を認めることになるので法人税法（以下「法」という）33条2項に反し許されないとする。この点については、判例はもとより学説の多くがこの立場を支持する。判決では、いわゆる興銀事件最高裁判決²⁾が、金銭債権の貸倒損失を当該事業年度の損金の額に算入するためには、「当該金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される」とし、学説も、「一部の回収不能ということは、いわば債権の評価であり、法第33条において……除外しているところである³⁾」とする。

ただ、部分貸倒れは、平成10年に債権償却特別勘定が貸倒引当金に組み込まれるまでは法22条3項3号にいう損失として損金算入が認められており、その後も個別評価金銭債権に係る貸倒引当金が債権償却特別勘定の代替措置として設けられたことで、全ての法人の損金算入が事実上認められてきた。

1) 法人税基本通達9-6-2参照。

2) 平成16年12月24日・民集58巻9号2637頁。

3) 武田昌輔監修『DHC コメントール法人税法』1143の21頁（第一法規）。

ところが、平成23年12月の税制改正により、貸倒引当金の繰入額の損金算入は、中小法人、銀行、保険会社等に限って認められることとなり、部分貸倒れが認められない法人が存在することとなった。

この部分貸倒れを認めないとする取扱いには、有力な反対説がある。金子宏名誉教授は、「貸倒損失は、事業の取引活動に基づく損失である。……法人税においてもそれが採用している実現主義の原則下で、外部との損益取引に基づく損失として、……当然に損金に算入することが認められている。これに対して資産の評価損は、所有資産の価値の減少、すなわち未実現の損失であるから、……費用ないし損失に算入することは原則として認められない。それが認められるのは、別段の定めがある場合のみであり、法人税法33条2項は、まさにそのような別段の定めにあたるのである」として、二つの損失の法的性格の違いを根拠に部分貸倒れは当然に認められるとされる⁴⁾。

はたして、部分貸倒れを認めないとする現行の取扱いは、税法の解釈として正しいのであろうか、それが本稿のテーマである。貸倒れをめぐる議論は、貸倒損失、資産の評価損、貸倒引当金の規定が複雑に絡み合う。また、部分貸倒れに係る現行の解釈や取扱いの妥当性を検証するには、それぞれの改正の時期、内容及び趣旨等を、総合的に俯瞰する必要がある。そこで、以下では、その変遷を時系列に追いながら、改正に至る背景やその趣旨等を踏まえて、その問題点を検証する。

II. 部分貸倒れの定義

金銭債権の部分貸倒れに関しては明確な定義はなく、①一つの金銭債権の一部貸倒れの意味で使われることが多い。また、②同一債務者に対する複数ある金銭債権のうちの一つないしは複数（全部ではない）の債権の貸倒れの意味で使われることもある⁵⁾。

4) 金子宏「部分貸倒れの損金算入」『租税法理論の形成と解明下巻』97頁（有斐閣・2010）。

5) 泉水一「担保物件処分前に部分的貸倒れが認められた事例」税経通信38巻9号217頁以下参照。

このうち、②については所得税法の事件ではあるが、同一の債務者に対する担保付債権と無担保債権とを有する事案において、「担保物件を処分することにより得られると見込まれる当該物件の価額が被担保債権の総額をはるかに下回っていることが明らかであり、その競売手続の終了をまつまでもなく、客観的に見て一般債権の弁済に充てられる剰余金の生じる余地が全くなかった」こと、及び「債務者の負債、資産状況及び収入、生活状況等からみて、……債務者に対する一般債権の回収は事実上不可能であり、右債権は無価値に等しいものといわざるを得ない」ことから、無担保債権のみの貸倒れを認めた判決がある⁶⁾。

この取扱いにつき、法人税法においても無担保と担保の付された貸付金は別個の債権でありその実態に即した処理がなされるべきとの見解も存するが⁷⁾、課税庁は、貸金等の全額が回収不能と認められることが明らかになったときにその全額を貸倒れとする点からして本判決を不合理とする見方が強いようである⁸⁾。ただ、同一の債務者に対する複数の金銭債権の貸倒損失を巡る事案において、裁判所は債権の貸倒れ該当性をそれぞれ個別に審理していることからすると⁹⁾、少なくとも裁判所は②を部分貸倒れとは認識していないようである。また、②を部分貸倒れと定義しこれを否定するのであれば、課税庁が種類の異なる金銭債権を有する場合であっても、売掛金等に限り貸倒れを認めてきたこれまでの取扱い¹⁰⁾に矛盾することになり、部分貸倒れの定義として適当ではないであろう。したがって、本稿では①にいう部分貸倒れを対象として検討を進める。

(税務経理協会・1983年)。

6) 広島高裁昭和57年2月24日判決・税務訴訟資料122号355頁。

7) 大淵博義「貸倒損失」税経通信39巻12号196頁(税務経理協会・1984年)。

8) 泉水前掲注5・224頁以下参照。

9) 一例として東京地裁平成25年10月3日判決・税務訴訟資料263号177頁。なお、所得税の事案ではあるが、名古屋高裁平成5年9月30日判決・税務訴訟資料198号1213頁、東京地裁平成元年10月30日判決・税務訴訟資料174号406頁等がある。

10) 瀬戸口有雄『否認を受けないための貸倒損失の税務(2訂増補版)』85頁(税務研究会・2006年)。

なお、課税庁は、担保物がある場合にこれを処分しないまま当該担保物の価額を金銭債権から控除し貸倒れ処理をするという意味で、部分貸倒れをいうことがあり¹¹⁾、昭和55年12月の法人税基本通達改正以後、意識的にこれを使用している感がある¹²⁾。おそらく、部分貸倒れは処分困難な担保物を有する債権者に限り例外的に認めるが、その場合であっても、債務者の状況等から金銭債権全額の回収不能の状態が明らかでなければならぬことを明示する意図があったのであろう。換言すれば、これ以外の場合には一切部分貸倒れを認めないということを強調する意図があるのかもしれない。ただ、一つの金銭債権の一部の貸倒れを認めるという点においては、この取扱いも①の範疇に含まれるといえよう。

Ⅲ. 現行の取扱い

1. 貸倒損失

貸倒損失は、法22条3項3号「当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」に該当し損金の額に算入される。ただ、法人税法に損失という概念の定義はないため、その意味は法22条4項の「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」（以下「公正処理基準」という）に委ねられることになる。

企業会計上の貸倒損失は、受取手形、売掛金、貸付金等の金銭債権のうち現実に回収不能となった額だけではなく、これらの金銭債権の期末における回収不能見積額の意味、すなわち貸倒引当金も含めて用いられる¹³⁾。このう

11) 田中勝次郎『法人税法の研究』389頁（税務研究会・1965年）。

12) 当時国税庁法人税課係長戸島利夫氏は、「従前の本通達においては、仮に債権の一部について貸倒れが見込まれる場合であっても、その理由が担保物の処分以外に回収の方途がなく、かつその処分が困難であるということによるものであるときは、担保物の価額を控除した残額について部分的な貸倒れ処理を、認めることとしていた」とする。戸島利夫「法人税基本通達関係一五貸倒損失及び会費等」税経通信36巻5号57頁（税務経理協会・1981年）。

13) 坂本雅士「企業会計と貸倒損失」税研158号40頁（日本税務研究センター・2011年）。

ち、貸倒引当金に関しては、「受取手形、売掛金その他の債権の貸借対照表価額は、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額とする」（企業会計原則「第3貸借対照表原則・5資産の貸借対照表価額C」といった計算規定はあるものの、貸倒損失に関する規定は見当たらない。金銭債権が貸倒れたかどうかは専ら事実認定の問題であるため、その点を具体的に定義することが困難であったのかもしれない。

企業会計原則や確立した会計慣行は必ずしも網羅的ではなく、定めや会計慣行が存在しない場合も多い。そのため、何が公正処理基準であるかを判断するのは課税庁の任務であるとされる¹⁴⁾。貸倒損失の事実認定も、このような理由から法人税基本通達（以下「通達」という）の取扱いに依拠することになったと考えられる。具体的には、貸倒れの事実認定の基本的な考え方や貸倒損失に該当する事実を通達9-6-1から9-6-3に定め、これらを基準に判断するのである。判例は、その内容を貸倒認定の判断基準として合理性を有するとして支持するものが多く¹⁵⁾、学説もまた、通達上の取扱いを概ね合理的なものとするものが多い¹⁶⁾。

通達は、①「金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ」（9-6-1）、②「回収不能の金銭債権の貸倒れ」（9-6-2）及び③「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ」（9-6-3）の取扱いを定める。①は金銭債権が法律的に消滅した場合の取扱いを、②は債務者の資産の状況等から金銭債権が経済的に消滅したと認められる場合の取扱いを、③は売掛債権が一定の外形標準を満たす場合の取扱いをそれぞれ内容とする。いずれも、金銭債権の法律的存在あるいは経済的な消滅を厳格に求めているが、金銭債権が回収不能な状態にあることを前提とする。

このうち、金銭債権が経済的に消滅した場合には、②に示すように、通達

14) 金子宏『租税法（24版）』358頁（弘文堂・2021年）。

15) 通達9-6-2の趣旨を支持する判決として、秋田地裁平成17年10月28日判決・税務訴訟資料第255号303頁。

16) 品川芳宣「法人税法における貸倒損失の計上時期」金子古稀・公法学の法と政策（上）451頁（有斐閣・2000年）。

上はその全額が回収不能であることを要する。これについては、「一部の回収不能ということは、いわば債権の評価であり、この債権の評価は、法33条において更生計画認可の決定や再生計画認可の決定があった場合などを除き、除外している¹⁷⁾」ことを根拠にしており、その結果部分貸倒れの損金算入は認められないというのである。その他、直接的な部分貸倒れを認めないとする理由には、金銭債権の部分貸倒れは債権償却特別勘定への繰入れに限定されていることや¹⁸⁾、金銭債権の評価が困難であること¹⁹⁾等が挙げられている。

法人税法における貸倒れの判定は、これら通達のあり方から、「債権は、一般的に債務者の総財産を担保とするものであるから、部分的な価値の減少は考え難いこと、また、考えうるとしても実価の算定は極めて困難であり、税務執行上問題があること等から、原則として貸金の全額について貸倒れとなったかどうかを判定することとし、例外的に債権の切捨ての決定等があった場合には一部の貸倒れが認められる²⁰⁾」と説明されている。その根底には、債権が債務者の総財産を担保とする以上部分貸倒れは考え難い、部分貸倒れの算定は困難であり税務執行上問題があるという二つの考え方がある。

2. 資産の評価損

資産の評価損は、法33条1項により原則として損金の額に算入されない。これは、法が実現した損失のみを損金に算入することを原則としているからであって²¹⁾、同条はそのことを確認的に規定したものであるといえる。その例外として、①法人の有する資産につき、災害による著しい損傷によってその資産の価額が帳簿価額を下回ったこと等の事実が生じた場合において、その法人がその資産の評価換えをして損金経理によりその資産の帳簿価額を減

17) 武田前掲注3・1143の21頁。

18) 品川前掲注16・458頁。

19) 清永敬次『税法(新装版)』139頁(ミネルヴァ書房・2014年)。

20) 武田前掲注3・1143の118頁。

21) 金子前掲注14・399頁。

額した場合（2項）、②法人の有する資産につき、会社更生法等の更生計画認可の決定があったことによりその評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合（3項）、③法人について再生計画認可の決定があったこと等により、法人がその有する資産の価額につき政令で定める評定を行ったとき（4項）は、①及び②はその減額した金額を、③はその資産の評価損の金額を、それぞれ損金の額に算入することが認められている。

ところで、預金等は、平成21年の法33条改正まで、①、②、③いずれの評価損の計上も認められなかったが、この改正で預金等がその対象資産に含まれたため、金銭債権の部分貸倒れが認められたかのようにも見えた²²⁾。しかし、立法者は、この改正は評価換えが通常の会社計算規則による資産評価の例外として行われること、原則としてその有する資産の全部を対象に資産評定を行う必要があること、この評価換えを含む更生手続が裁判所や多数の債権者の監視の下で公正に行われるものであることなどから、資産の種類にかかわらず税務上もその資産評定額に基づき評価損を計上することが適切であると考えられるからであって²³⁾、金銭債権の評価損の取扱いには、従来から損金経理要件が課されており、企業会計上基本的に評価損の対象とならない金銭債権についてまで税制上の評価損の計上範囲を拡充したものではないとする²⁴⁾。

法人の有する金銭債権が①の評価換えの対象とならないことは、通達9-1-3の2「評価換えの対象となる資産の範囲」においても明らかにされている。その理由については前述のほか、①の評価損の計上対象となる資産の範囲が法人税法施行令第68条1項の規定上、棚卸資産、有価証券、固定資産及び繰延資産に限定されていることを挙げる²⁵⁾。

22) 清永前掲注19・139頁。

23) 佐々木浩ほか「平成21年度税制改正の解説・法人税法の改正（詳解）」209頁。

(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2009/explanation/index.html)。

24) 佐々木浩「貸倒引当金と貸倒損失の関係」税研158号37頁（日本税務研究センター・2011年）。

25) 高橋正朗「法人税基本通達逐条解説（十訂版）」815頁（税務研究会出版局・2021年）。

この法33条2項の解釈が、金銭債権の部分貸倒れを否定する根拠とされている。すなわち、金銭債権の部分貸倒れを認めることは、実質的に債権の評価損を認めることになるので、この規定に反し許されないというのである。

3. 貸倒引当金

企業会計上貸倒引当金は、企業が期末に金銭債権を有する場合には、当然に設定しなければならないとされる²⁶⁾。その計算方法については、「受取手形、売掛金その他の債権の貸借対照表価額は、債権金額又は取得価額から正常な貸倒見積高を控除した金額とする」（企業会計原則「第3貸借対照表原則・5資産の貸借対照表価額C」）といった規定がある。

これに対し、法52条に規定される法人税法上の貸倒引当金は、法人が期末に有する個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権の貸倒れによる損失の見込額として損金経理により貸倒引当金に繰り入れた金額のうち、一定の基準で計算した金額に達するまでの金額の損金算入を認めるものである。設定のできる法人は企業会計とは異なり、中小法人、銀行、保険会社等に限定されているが、平成24年3月までは、全ての法人に認められていた。この改正は、専ら法人税率の引下げに伴う課税ベースを拡大するための措置であった。

これまで、貸倒引当金と貸倒損失との関係と役割については、法人の有する金銭債権の貸倒れリスクの具体化の程度に応じて、一括評価貸倒引当金、個別評価貸倒引当金、貸倒損失によって損金算入する構造であるとされ²⁷⁾、金銭債権の評価損との関係と役割については、法33条が金銭債権の評価を原則として除外していることに対してその評価減の代替的役割を果たしているとされてきたが²⁸⁾、少なくともこの見解は、平成24年4月以後、中小法人、銀行、保険会社等以外の法人には適合しない。

26) 企業会計原則注解18。

27) 佐々木前掲注24・37頁。

28) 武田前掲注3・1143の21頁。

IV. 改正の経緯及び趣旨等

1. 昭和20年改正

法人税における資産の評価損の取扱いは、昭和20年に遡る。資産の評価に関しては、負担の公正を第一とする課税の見地から、商法の規定のように時価以下の評価を無制限に是認できないとし、事実上価格が下落した資産を決算時の時価までに評価減したものだけを認めるとした²⁹⁾。そうとはいえ、期末時価の判定が困難であることから、その取扱いは土地、建物、船舶、機械、器具備品、商品原材料及び有価証券に限った上³⁰⁾、期末時価又は取得原価のいずれか低い方の金額に一定割合を乗じて算出した評価損を認めるというものであった。すなわち、金銭債権の評価損は、この当時から認められていなかったことになる。

なお、いつからそのように取り扱っていたのか明確ではないが、少なくとも昭和25年の法人税法改正まで、課税庁は、金銭債権の貸倒れを非常に厳格に取り扱ってきたようである。これは、法人の所得の計算上、未確定の損金は算入されないこと、回収不能の程度の判定が極めて困難であることが理由とされている³¹⁾。その取扱いは、①相手方が破産の宣告を受け又は破産の宣告を受けていないが破産の状態になった場合等、債務を支払う能力が全くない場合、②相手方が営業者である場合に営業を廃止し、他に資産が全くない場合、③相手方が転居しその所在が不明の場合、④債務者において債務を免除し又は債権を放棄した場合をそれぞれ回収不能であることの確実なものとし、これに該当する場合に限って貸倒れの損金算入を認めるというものであった。支払能力や資産が全くないことを要件にしていることからすれば、課

29) 市丸吉左エ門『法人税の実務』104頁（税務経理協会・1950年）。

30) 『昭和20年9月法人各税の取扱37』（大蔵省主税局）。

31) 『昭和24年度版法人税法・同実務（第五分冊）』2頁（国税庁税務講習所・1950年）。

税庁は確実に回収不能となったものに限り、損金計上を認めていたといえよう³²⁾。換言すれば、昭和25年以前から部分貸倒れを強く意識し、これを認めない方針であったと考えられる。

2. 昭和25年改正

(1) 貸倒損失

この年、法人税法施行規則14条に貸倒準備金が規定され、これに伴う基本通達(直法1-100)に「116貸金が回収不能と認められる場合」が定められた。貸金が回収不能であるかどうかは、当該貸金の債務者の支払能力等の実情により判定すべきであるが、①債務者が破産、和議、強制執行又は整理の手続に入りあるいは解散又は事業閉鎖を行うに到ったため又はこれに準ずる場合で回収の見込みのない場合、②債務者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行その他これに準ずる事情により回収の見込なきに到った場合、③債務超過の状態が相当期間継続し事業再起の見透しなきため回収の見込みのない場合、④天災事故その他経済事情の急変のため回収の見込なきに到った場合、⑤債務者の資力喪失等のため債権の放棄又は免除を行った場合等には、当該貸金を回収不能であると認めるとした。これらは、貸金が回収不能となったか否か、貸倒損とする金額をいくらと確定すべきかという事実認定が相当困難であるため、その判定の基準として例示した事項であると説明されている³³⁾。

ところで、この通達にいう金銭債権の回収不能の状態は、現在の通達のそれと大差ないように見えるが、③の場合にその全額の回収不能を必要とするか定かではない³⁴⁾。仮に、これが全額の回収不能までを求めているのであれば、部分貸倒れが認められる余地があることになる。学説にも、この通達は債権の回収不能たる認識の一応の基準を示したものではあるが、その中に

32) 前尾繁三郎『法人税法』168頁(国税庁税務講習所・1950年)。

33) 前掲注31・17頁。

34) 武田昌輔教授も「この『回収の見込みのない(又はなきに到った)場合』とは、債権の全額が回収の見込がない場合であるか、又はその一部についても適用があるかは必ずしも明瞭ではない」とする。武田昌輔「税法における債権の償却」742頁(会計65巻5号)。

債権全額の回収不能であることの確定までは求めておらず、金銭債権の一部であれこの通達の基準に倣い回収の見込がないと判定されるのであれば、貸倒れが認められない理由はないとする見解もある³⁵⁾。

しかし、課税庁は、この通達発遣当時、一個の債権の全部について回収不能となったことが確定したときに限り、当該債権の貸倒損の計上を認めるとし³⁶⁾、債権の一部は回収できるが、残りの一部分が回収不能となる公算が強いときであっても、それは債権の評価の問題であるとして一様に損金算入を認めない³⁷⁾という姿勢であった。

他方、同年に発遣された個別通達「金融機関の貸付金の消却について」(直法1-42)では、貸付金の担保に供された資産について担保権が実行されていないときにおいても、当該債権の額のうち担保物の価額をこえている金額が明らかに回収不能と認められる場合は、その回収不能と認められる金額について消却し損金に計上する法人の計算を認めるとした。金融機関に限っての取扱いではあるが、課税庁は担保物処分前の部分貸倒れを認めていたことになる。

(2) 資産の評価損

同年には、資産損失に関しても、法人税法施行規則17条の2が整備された。この規定では、資産の期末時価までの評価換えの損金算入を認めることとされたが、預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権は、その1項において対象資産から除外された。

この規定については、内的原因に基づく債権の評価減を禁じたものではな

35) 武田教授はこの点につき、「一般的にあって、例え債務者が破産の手続に入った場合においても何程かの回収が得られるのが通常であり、この取扱いをもし全額回収見込のない場合に限り適用があるものとするならばこれらの列挙されている事項に該当する場合は、殆どないといっても過言ではなく、このような規定を設けること自体が無意味であると考えられる」とし、通達の解釈として部分貸倒れが認めないことに疑問を呈す。武田前掲注34・743頁。

36) 前掲注31・17頁。

37) 前尾前掲注32・178頁以下参照。

いとする見解も見られるが³⁸⁾、課税庁は、評価の基準が非常に難しく恣意的となり紛争が絶えないことを理由に、金銭債権には適用されないとしている³⁹⁾。一方で、債権の評価はすでに設けられている貸倒準備金制度によって補われており、税務上更に債権の評価を認める必要はない⁴⁰⁾とも考えられていた。

(3) 貸倒準備金

貸倒引当金の前身の貸倒準備金が、法人税法施行規則14条に整備された。これは、シャープ勧告を受けたこと及び昭和24年企業会計原則が貸倒引当金を企業会計上当然に引き当てるべきとしたことを受けての改正と考えられる。すなわち、青色申告書を提出する法人が、各事業年度においてその有する売掛金、貸付金、前貸金その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失の補てんに充てるため、貸金基準又は所得基準により算出された金額のいずれか低い方の金額を貸倒準備金勘定に繰り入れた場合には、当該繰入金額は、当該繰入をなした事業年度の所得の計算上、これを損金に算入するとしたのである。課税庁は、この改正をこれまでの債権の回収不能に対する税務の取扱いに対し重大な例外を認めたものと評している⁴¹⁾。

貸倒準備金の損金算入は、青色申告書を提出する法人に限られていた。これは、貸倒準備金は売掛金等又は所得の一定割合を基準に算出するため、正確な記帳が前提になるという理由による⁴²⁾。また、貸倒準備金は、貸金基準又は所得基準のいずれか低い方の金額以下の金額とされているため、所得金額のない事業年度においては、これを繰り入れることはできなかった。

こうしたことから、貸倒準備金の法的性格は、税法上原則認められない将来の損失に備えるための費用を形式基準によって一義的に算出し、青色申告

38) 田中勝次郎『法人税法研究』239頁(白亜書房・1951年)。

39) 市丸吉左エ門『法人税の実務』105頁(税務経理協会・1950年)。

40) 武田前掲注34・751頁。

41) 前尾前掲注32・169頁。

42) 市丸前掲注39・221頁。

を要件にその損金算入を例外的に認めるものと位置づけられる。この点において貸倒損失の位置づけとの違いは明確である。なお、青色申告書を提出する者に限るとする措置は、昭和43年の改正まで続くこととなる。

(4) 小括

昭和25年の改正は、金銭債権の貸倒れの取扱いと、金銭債権の評価及び評価損の取扱いとを総合的に整理したものと見える。すなわち、貸倒損失は金銭債権が貸倒れた場合（回収不能と認められる場合を含む）の実現した損失を、貸倒準備金は金銭債権が貸倒れのおそれある場合の未実現の損失を、それぞれ処理するために手当されたものである。金銭債権の評価損は認められないため、貸倒準備金はこれに代わる役割を担ったとも見える。

部分貸倒れについては、通達の解釈から全ての法人が貸倒損失で対応することが可能であったとも考えられるが、課税庁は、一部の法人への適用を除いて否定的であり、実際には、青色法人に限って貸倒準備金による実質的な部分貸倒れを許したといえよう。そうとはいえ、これまで頑なに否定してきた部分貸倒れを一部の法人に認めたことから考えると、課税庁はこの頃から、部分貸倒れに係る解釈の変更を検討していたのかもしれない。また、学説はそのような動向を察知して、解釈上部分貸倒れが認められるとの見解を示した可能性もある。

いずれにせよ、貸倒損失の範疇に、経済的観点から債権が回収不能と認められる場合を含むとした点、担保物処分前であっても部分貸倒れが認められるケースがあるとした点において、重要な改正であったといえる。また、基本通達116、法人税法施行規則14条及び17条の2の考え方は、現在の規定にもその影を色濃く残している。こうした点からこの年の改正は、戦後の貸倒れに関する取扱いに一定の方向性を示した重要な改正であったと見てよいであろう。

3. 昭和29年改正

この年、貸倒損失に関して、「会社更生法の適用を受けた会社に対して債権を有する者の課税上の特例について（直法1-33）」（直法1-140に吸収）及び「売掛債権の償却の特例について（直法1-140）」という二つの特例通達が発遣された。昭和20年代後半に稀に見る不況におそわれ、金銭債権の評価損の禁止による影響が顕在化し⁴³⁾、会社更生法の適用を受けた会社に対する債権の切捨て、手形の不渡り、売掛債権の貸倒れの激増に対応するための措置であった。

後者の通達では、①法人が1年をこえる期末売掛債権を有する場合に、期末売掛債権に売買利益率を乗じて計算した金額を未収差益勘定に繰り入れることでその損金算入が認められ、②債権の貸倒れの特例として、債務者について手形の不渡り等一定の事由が生じた場合に、当該債務者に対して有する金銭債権の金額の一定額以内の金額を「貸倒れとして処理することができる」とした⁴⁴⁾。

このうち①は、債務者を問わず期末売掛債権に一定の率を乗じて算出することから、現在の一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の取扱いにつながるものであったといえる。また、債権の性質上の違いから、売掛債権を他の金銭債権と切り離して取り扱うことができる旨を明確にしたものでもあった。

次に②については、貸倒れとして処理する金額を債権償却引当金勘定として計上する方法が求められたが、その方法はさておき、金銭債権の部分貸倒れができることを明確にしたことに注目すべきである^{45) 46)}。また、債権償却

43) 品川前掲注16・455頁。

44) この取扱について、当時東京国税局小太刀秀雄氏は、「債権の一部の貸倒消却を認めることを内容とする取扱を定め（た）」とする。小太刀秀雄「貸倒準備金と債権償却便覧」税経通信新年号第一別冊付録8頁（税務経理協会・1955年）。

45) 武田教授は、基本通達の解釈として一部を償却することができるということが、この通達によっていっそう明瞭になったとする。武田前掲注34・744頁。

46) 本来の意味での貸倒損の取扱ではないが、実質的に債権の一部の貸倒れ（消却）を認める取扱いであるとする見解がある。海野安美『貸倒損』36頁（税務研究会・1981年）。

引当金を金銭債権の評価の意味合いが強い未収差益勘定と別に定めたことは、貸倒損失を金銭債権評価の埒外に意図的に置いたと見ることができる。

その後の改正で、債権償却引当金勘定は債権償却特別勘定に改称される。判決においても、「債権償却特別勘定は、通達によって定められた制度であり、……特定の経理及び手続を条件として、その債権の一部をその事実の発生した年分の必要経費として処理することを認める、いわば部分的な貸倒損失の制度である」として、部分貸倒れを容認した制度であることを認めている⁴⁷⁾。

4. 昭和39年改正

この年、貸倒損失関係等の通達を法人税基本通達に繰入れるなどの改正があった。改正の趣旨は、当時における貸倒れの発生状況及び貸倒準備金の根本的改正に伴って、従来の貸倒れの判定に関する取扱いを緩和したものとされている。貸倒準備金も、法的性格を評価性引当金に純化するため、名称を貸倒引当金に変更の上存続された。

貸倒損失に関しては、第一に、債務者について債務超過の状態が相当期間継続し事業再起の見透しがない場合には、その債務者に対して有する貸金等の全額について貸倒れ処理を認めるとした（通達78の3）。この取扱いは、昭和25年基本通達の定めと実質的に変わるところはないとされている⁴⁸⁾。

第二に、一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れを認めるとした（同78の4）。これは、形式基準による貸倒れを認めるもので、具体的には、債務者との取引の停止後2年以上を経過し、その間において取引停止前に生じた売掛金等についての支払いを督促したにもかかわらず弁済がない場合には、備忘価額を付した上での貸倒れ処理を認めるものである。

この取扱いは、現行通達9-6-3の内容とほとんど変わらない。緊急的措置とされた取扱いであったが、売掛債権については履行が遅滞したからとい

47) 大阪地裁昭和63年12月26日判決・税務訴訟資料166号288頁。

48) 海野前掲注46・28頁。

って直ちに債権確保の手段が講じ難いという商慣習があることに配慮して⁴⁹⁾、現在に至るまでの恒久的な措置になったものと考えられる。

第三に、部分貸倒れに係る改正として、容易に処分できない担保物がある場合等には、その金銭債権の額から当該担保物の価額を控除した金額について貸倒れとすることを認めるとした(同78の7)。これは、本改正において新たに明らかにされた取扱いであり、金融機関等に限るとされていた昭和25年個別通達等の取扱いが、他の法人にも当てはまることを明確に示したものと見えるであろう⁵⁰⁾。

第四に、債権償却引当金の名称が債権償却特別勘定に改められて、その取扱いが存続された(同78の8以下)。昭和29年の個別通達(直法1-140)では、債権償却引当金と未収差益勘定が設けられたが、昭和39年の改正ではこのうち未収差益勘定が貸倒準備金に統合された。このことは、債権償却特別勘定が貸倒損失の一類型として残されたことを意味する⁵¹⁾。

このように、この改正は金銭債権が経済的に消滅したと考えられるケースをこれまでより拡大するとともに、部分貸倒れを認めることを明確にしたものと評価できる。一方で、課税庁の考える部分貸倒れは担保物がある場合を前提としており、担保物がない場合の金銭債権の一部貸倒れは、債権償却特別勘定への繰入れに限定されることが明らかにされた改正であったともいえる。

5. 昭和40年から44年にかけての改正

昭和40年には、法人税法が全文改正され、法22条3項3号、33条2項、52条がそれぞれ規定されたが、これまでの取扱いと変わるところはなかった。

昭和42年には、通達78の3が「回収不能の貸金等の貸倒れ」に改正された。その内容は、「法人の有する貸金等につき、その債務者の資産状況、支払能

49) 品川前掲注16・450頁。

50) 海野前掲注46・28頁。

51) 海野前掲注46・41頁。

力等からみて、その全額が回収できないことが明らかになった場合……」に貸倒れを認めるというものであった。その全額が回収不能であることが明らかになった、とされた点については、これまでの取扱いを変更したものと見えるが、但し書きで担保物が容易に処分することができないものであるときは、その処分見込額を控除した残額の貸倒れ処理を認めており、部分貸倒れを全く認めないとしたわけではない。

一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ（同78の4）も、その一定期間が2年以上から1年以上に短縮された。債権償却特別勘定に関しても、税務署長等の認定を受けて、当該勘定を設定することができる（同78の5）、さらに積み増しができることとされた（同78の9）。いずれも、取扱いの弾力化を図るための改正であるとされている⁵²⁾。

なお、貸倒引当金は、企業会計上当然の費用であること等を受け、昭和43年に税法上も本来的費用として全ての法人に適用されることとなった。

昭和44年には、法人税基本通達の全面的改正により貸倒損失の項目が設けられ、第1款貸金等の貸倒れとして、9-6-1、9-6-2、9-6-3が、第2款債権償却特別勘定として9-6-4以下の取扱いが明らかにされた。部分貸倒れに関する9-6-2「回収不能の貸金等の貸倒れ」はそれまでの通達78の3の文言が、9-6-4「債権償却特別勘定の設定」は通達78の5の文言がほぼそのまま使われていることから、これまでの取扱いがそのまま継続されたといえる。

6. 昭和55年改正

この年は、回収不能の貸金等の貸倒れ（9-6-2）につき、その貸金等の全額が回収できないことが明らかになった事業年度において損金経理できることとされた。また、担保物があるときは、これを処分した後でなければ損金経理できないこととされた。この改正について課税庁は、法33条2項により金銭債権の評価損の計上が禁止されていることに鑑みて、債権の全額が回

52) 海野前掲注46・33頁。

取不能である場合に限るとの見解を初めて明らかにしたとする⁵³⁾。

次に、債権償却特別勘定に関して、①事業年度の終了の日までに税務署長等に認定申請書を提出することで、貸倒れの金額を法人が自主判断できるとされるとともに、②債権償却特別勘定が設定できる理由に、担保物の処分によって得られると見込まれる金額以外の金額につき回収できないことが明らかとなった場合において、その担保物の処分に日時を要すると認められるときに追加された(9-6-4)。

9-6-2は改正前と比べて、明らかに部分貸倒れを認めない内容に変わったのであるが、担保物がある場合の取扱いは、9-6-4に引き継がれ、総合的にみれば部分貸倒れが直ちに否定されたものではない。この年の通達改正では、整理開始の申立て等により形式基準による債権償却特別勘定の設定が認められるなど(9-6-5)、全体的には経済事情に即した見直しであったとも考えられる。

一方で、部分貸倒れの問題を回収不能の場合の貸倒れの取扱いから意図的に債権償却特別勘定に転換しようとする改正であったともいえよう⁵⁴⁾。その意図は定かではないが、ただ9-6-4を貸倒引当金の項目ではなく貸倒損失の項目に存置したことからすると、部分貸倒れを損失の問題と捉える解釈を変更するものでないことは確かである。

7. 平成10年改正

この年、債権償却特別勘定の取扱いが貸倒引当金に含められ、債権償却特別勘定は廃止された。その改正理由は、債権償却特別勘定を法令に明確に定めるべきであるという意見が少なくないことや認定申請に伴う事務負担の問題も生じてきたこと等から、法令上の貸倒引当金として処理すべく吸収され

53) 戸島前掲注12・57頁。

54) 課税庁は、担保物のある貸金等について、全てこれを債権償却特別勘定の設定対象とすることを明らかにしたとする。四元俊明「法人税基本通達の第3次改正について」税経通信36巻5号6頁(税務経理協会・1981年)。

たものとされている⁵⁵⁾。しかし、この年の改正は、法人税率の引下げに伴う減収分を、課税ベースの拡大によって賄うことが最重要課題であった。このため、各種引当金の廃止又は繰入限度額の縮小、減価償却制度の見直し、収益計上基準の見直し等が行われた。貸倒引当金についても、税制調査会から「不確実な損失の見積りを極力廃止し恒常的に発生する損失を見込むためのものとする考え方に立って、法定率制度を廃止し、実績率のみとする方向で検討することが適当である」との報告が出されるなど⁵⁶⁾、主に税収確保の観点からの改正であったといえる。

この改正に関して、金銭債権の回収可能性に応じた評価減の問題を貸倒引当金制度によって対処するものとして評価する意見がある⁵⁷⁾。確かに、経済的な負担を軽減するという観点からは、部分貸倒れは継続されたように見えるが、この改正は、部分貸倒れの法的性格を損失の問題から金銭債権の評価の問題に移行させた⁵⁸⁾。昭和55年改正は、9-6-2と9-6-4を併せて改正することで、金銭債権の貸倒れについてその全額が回収不能であることを求める一方で、債権償却特別勘定による部分貸倒れの途も残すという複合的な改正であった。ところが、この年の改正で9-6-4だけが廃止されたことによって、貸倒損失は金銭債権の全額が回収不能である場合に限られ、担保物があるときはその処分後でなければ貸倒れ処理をすることができなくなった。すなわち、この改正によって、金銭債権の貸倒れに係る課税庁の解釈は、非常に厳格であった昭和25年以前に回帰したとも考えられるのである。

8. 平成21年及び23年の改正

平成21年には、法33条2項が改正され、評価損の計上対象となる資産の範

55) 小田嶋清治ほか「改正税法のすべて(平成10年版)―法人税法の改正」273頁(大蔵財務協会・1998年)。

56) 平成8年11月26日政府税制調査会法人課税小委員会報告より抜粋。

57) 原一郎「貸倒損失」日税研論集42巻224頁(日本税務研究センター・1999年)。

58) 太田洋「『部分貸倒れ』の租税法上の取扱い―『失われた10年』と税制上の桎梏―」税経通信56巻3号38頁(税務経理協会・2001年)。

困に預金等が追加された(改正の詳細はⅢ2に記載のとおりである)。この改正について課税庁は、金銭債権の部分貸倒れを認める趣旨ではないとするが、この改正によって、解釈論としての部分貸倒論に対する大きな障害が除かれたと評価する学説上の有力な見解がある⁵⁹⁾。

平成23年12月には法人税率の引下げに伴う課税ベース拡大の一環として、中小法人、銀行、保険会社等以外の法人は、貸倒引当金の設定ができないこととされた。この改正により、これらの法人にあっては、貸倒損失と貸倒引当金との関係が断ち切られることとなり、貸倒引当金が果たす税務上の役割はなくなった⁶⁰⁾。すなわち、それは昭和25年改正で総合的に整理された金銭債権の損失と評価の関係と役割を見直したことを意味する。

ところで、課税庁は否定するが、平成23年改正を踏まえると、平成21年改正は金銭債権の部分貸倒れを認めたものと解釈できるのではなかろうか。なぜなら、平成23年改正は、平成10年改正同様税収確保の観点からの改正である。そのため、平成21年改正により、部分貸倒れの途をあらかじめすべての法人に開いた上で、課税ベース拡大の観点から不確実な損失の見積りを廃止させたと見る方が、制度の在り方として妥当だと考えられるからである。

V. 部分貸倒れを否定する論拠とその反論

ここまで見たように、昭和25年に貸倒準備金が規定され、平成10年に債権償却特別勘定が貸倒引当金に組み込まれるまでは、部分貸倒れの問題は、評価ではなく損失の問題と捉えられてきた。また、平成23年に貸倒引当金の設定が一部の法人に限定されたことにより、経済的観点からの部分貸倒れも制約されることとなり、これが現行の取扱いとなった。

しかし、この取扱いには次に掲げる問題がある。

59) 金子前掲注14・401頁。

60) 佐々木前掲注24・38頁。

1. 部分貸倒れの法解釈

第一に、この取扱いは、部分貸倒れの法解釈に誤りがある。具体的には、損失と資産の評価損の解釈を混同した解釈だといえる。法22条3項3号にいう損失と、法33条にいう資産の評価損とでは、その法的性格が全く異なる。前者は、実現した損失の額を損金に算入するものである。法の目的は、損害により実現した損失額の算出であって、損害を受けた資産の適正な評価ではない。会計に置き換えれば、その目的は、貸借対照表上に適正な金銭債権の時価を表示することではなく、損益計算書上に適正な損失額を表示することにある。

貸倒損失に限らず、災害損失、火災損失、盗難損失等損失に該当するものは、いずれも損害が発生したこと、その損失の額が合理的に見積れることを損金算入の要件としている。したがって、損害が現に発生し、損失の額が合理的に見積れるのであれば、それが部分貸倒れであってもその額は当然に損金に算入されなければならない。

これに対して後者の目的は、企業会計の要請に基づく一定の時期における資産の適正評価であって、評価損の算出ではない。会計に置き換えれば、その目的は貸借対照表上に適正な金銭債権の時価を表示することにある。評価損は、その評価の過程において生じるいわば副産物であり、未実現の損失であることから原則として損金の額に算入されない。

貸倒引当金は、その原則の例外として、立法で手当てされた特別な措置であって、そうであるからこそ全ての法人ではなく、昭和43年までは青色申告者に、平成23年改正以後は中小法人等一部の法人に限ることも許されるのである。この点においても、損失との法的性格の違いは明白である。

特に平成10年以後の改正は、この両者の法的性格の違いを全く意識せず、あるいはこれを知りながら、あえて前者を後者の問題にすり替えたともいふべき改正である⁶¹⁾。加えて、部分貸倒れを損失の範疇として取り扱ってき

61) 太田前掲注58・40頁。

たこれまでの課税庁の解釈を、その根拠を示さずに否定するものであって納得できるものではない。

9-6-2の適用にも問題がある。課税庁は立法機関ではない。立法機関ではない者が、法令が求める以上の過大な税負担を通達によって課すことは許されない⁶²⁾。評価が困難で税務行政に支障が生じるとしても、それを理由に通達によって部分貸倒れを認めず結果として納税者に過大な税負担を課すことは、法の根拠を欠き許されないというべきである。

また、昭和55年改正は、9-6-2と9-6-4を組み合わせることで、貸倒損失を統合的に取り扱うこととしたものである。そうであるにもかかわらず、その一方だけを意図的に残し、結果として部分貸倒れの途を閉ざすような改正の方法は、公正の観点からも問題がある。

2. 部分貸倒れ否定の根拠

第二に、部分貸倒れを否定する根拠に欠ける。これまで見たように、その根拠は①法33条2項を根拠とするもののほか、②部分貸倒れが債権償却特別勘定に限定されていることを根拠とするもの、③金銭債権の評価が困難であり恣意性が排除できないことを根拠とするものに大別される。このうち①については、前述1のとおりであるが、加えて債権の全額を回収不能とすることも、債権の評価であることを失念しているといえよう。すなわち、貸倒れに関して評価を要しないのは債権が法的に消滅した場合だけであり、経済的観点からの貸倒れの場合は、回収できる債権がない、つまり価値が「0」であると評価しているのである。その「0」評価は許されるにもかかわらず、なぜ部分貸倒れが評価の問題として許されないのか、課税庁はその理由を明確に示すべきである。

②についても、債権償却特別勘定が既に廃止され、しかもそれを引き継い

62) 田中治教授は、課税庁は当然に国民を代表するものではないことを前提に、「国民を代表していない者が、法令の解釈に名を借りて、法令の改正に等しい効果を生み出し、国民の権利義務を左右することは厳に禁じられなければならない。」とされる。田中治『租税の存在理由と租税法律主義の現代的意義(田中治税法著作集第1巻)』101頁(清文社・2021年)。

だとされる貸倒引当金でさえ全ての法人を対象としない現状においては、もはや根拠とはなり得ない。

結局のところ、現状においてその根拠となるのは③に尽きるのであるが、評価が困難であるという理由で、なぜ実現した部分貸倒れの損失が否定されるのか、その論理には整合性がなく、理解できない。評価に恣意性があり許されないというのであれば、事実認定においてこれを否認すればよい。おそらくその種事案が増えることで税務争訟が増えるなど、税務行政の執行が困難になることを懸念しての理由であろうが⁶³⁾、手続上の都合で租税実体法上の損金を認めないとする法解釈が許されるとは思えない。

評価の困難性も、昭和25年当時と比べて格段にその状況が変わっている。市場価格のある金銭債権が存在し、市場価格のない金銭債権についても会計慣行の定着により客観的な評価が相当程度可能となった現在において、評価の困難性だけで部分貸倒れを否定することはもはや限界であるといえる。少なくとも公正なる会計慣行によって算出された部分貸倒れの損失額については、立法論ではなく解釈論においてこれを認めるべきであろう。

3. 債権償却特別勘定の法的性格

第三に、債権償却特別勘定の法的性格の捉え方が誤っているという点である。これは、特に平成10年改正への批判でもある。債権償却特別勘定は、法令の定めがなく通達限りの取扱いであることが問題視され、廃止につながった。しかし、通達が法令の解釈を誤ったというのであればともかく、法令の定めがないという指摘は全くの的外れである。なぜなら、債権償却特別勘定は、法22条3項3号を根拠とする損失の一類型だからである。この指摘は、法が損失の規定を設けているにもかかわらず、さらに新たな法令を定めよというに等しく、著しく論理性に欠ける。この指摘が正しいのであれば、返品

63) 市丸吉左エ門氏は「債権を評価換えて、その一部を評価損として計上することも有り得るが、その評価の基準が非常に難しいので勢いその評価も恣意的となる、かくては税務計算上争いが絶えないので……不確実な評価換えを損金に認めなかった」とする。市丸前掲注39・105頁。

債権特別勘定も直ちに廃止しなければならないが、債権償却特別勘定が廃止されて20年以上経った現在においても存置されており、この一点においても論理性に欠けることを証明しているといえる。

また、裁判所も課税庁も、昭和29年の債権償却特別勘定（当時は債権償却引当金）設定以後、その存在を妥当なものとして認めてきたが、この指摘は、裁判所や課税庁のこれまでの判断や取扱いを否定すると同じであって、その意味からも論理性を欠く。

ところで、災害損失も法22条3項3号にいう損失である。災害損失に関しても、周知のとおり通達12-2-6以下に災害損失特別勘定の取扱いが定められている。これは、平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震といった災害に対して公表された個別通達の取扱いを、災害への税制上の対応の規定を常設化する観点から平成29年に基本通達として整備されたものとされている⁶⁴⁾。災害損失特別控除が認められるのであれば、債権償却特別勘定と同じ法的性格の評価性勘定を設ける余地もあるといえよう⁶⁵⁾。

オイルショック、バブル崩壊、リーマンショック、新型コロナウイルスさらにはウクライナ侵略等を原因とする経済不況は、経済的観点からは災害に匹敵するといっても過言ではない。災害が頻発するように、不況による貸倒れの問題は今後も必ず起こる。そうであるならば、部分貸倒れを全ての法人に認める通達上の措置を、現行法の解釈から講じるべきではなかろうか。

VI. おわりに

金銭債権の評価が禁じられていることを根拠に、部分貸倒れは否定されている。昭和39年に容易に処分できない担保物がある場合等の部分貸倒れが認

64) 高橋前掲注25・1217頁。

65) 岡村忠生教授は、金銭債権の部分貸倒れを債権に係る評価性勘定を設けることで法22条3項3号の損失として認められるとする。岡村忠生『法人税法講義（第3版）』193頁（成文堂・2008年）。

められ、それが債権償却特別勘定に組み込まれた後、その債権償却特別勘定も平成10年に貸倒引当金に取り込まれ、現行の取扱いではこれを認める余地はないとされている。本稿は、こうした一連の取扱いに対して、①部分貸倒れは金銭債権の評価ではなく発生（実現）した損害の損失であること、②部分貸倒れを否定する論拠に妥当性がないこと、③債権償却特別勘定の法的性格と再設定の可能性を検証し、その結果部分貸倒れを法22条3項3号の損失として当然に損失の額に計上すべきとの結論に至った。このうち①については、金子名誉教授の反対説と同じ見解であり、その説を少しは補強できたのではないかと考える。金子名誉教授は、部分貸倒れにつき「わが国の経済の再生に多少とも役立つのではないかとの考慮から、それが公定解釈によって認められることを強く希望する⁶⁶⁾」とされる。全くそのとおりである。

この問題について、実務家はあまり関心がないようである。なぜならば、税理士が関与する納税者の大半が中小法人であり、個別引当金が設定できることにより実質的な救済を受けられるからである。しかし、救済措置である限り、平成10年及び23年改正のように税収との関係からこれが否定される可能性がないとはいえない。部分貸倒れは、損失として本質的に損金算入されるべきものであって、一部の法人への特典ではないことを改めて強調しておきたい。

同時に、この問題は消費税にも関わることを付言しておく。消費税においても、消費税法39条等を根拠に、売掛金等の貸倒れに係る消費税額を控除することとされている。貸倒れに関する判断は、法令と通達の違いはあるものの、その取扱いは法人税と同様であって、部分貸倒れは一切認められない。売掛債権は、回収できなかった金額のほかに、それに対応する消費税を納付していることから、事業者の経済的負担は他の金銭債権より大きいといえ、それは消費税率の引上げによってますます増える。それにも関わらず、金銭債権の評価の問題として一義的に部分貸倒れを否定し続けることがはたして妥当であるか、改めて問わなければならない。この問題は今後の研究課題と

66) 金子前掲注4・104頁。

したい。

(田中治先生には、大阪府立大学経済学研究科以来二十数年にわたり公私ともにご指導賜った。先生の古稀を学恩への感謝とともに心からお祝い申し上げますとともに、今後益々のご活躍を祈念申し上げます。)